

## 出生・死亡

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
出生届	出生した日から 14 日以内 (国外で出生したときは 3 ヶ月以内) ※ 14 日以内に届出することが困難な場合は市民課へご相談ください。 TEL:51-2280	1. 父または母 2. 同居者 3. 出産に立ち会った医師 (助産師) またはその他者 の順	住所地、本籍地または出生地の市役所、窓口センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 届書            ※命名は常用漢字および人名用漢字の範囲内で行ってください。            ※振り仮名は、一般の読み方として認められるものに限ります。(資料の提出を求める場合があります。) 詳しくは<a href="#">こちら</a></li> <li>▪ 届書の出生証明書に医師 (助産師) の証明</li> <li>▪ 届出人の印鑑 (押印は任意)</li> <li>▪ 母子健康手帳 (国民健康保険、国民年金のお手続きに必要な場合があります。なお、夜間・休日に届出の場合は不要です。)</li> <li>▪ 国民健康保険資格確認書と世帯主名義の預金通帳 (加入者のみ)</li> </ul>
死亡届	死亡を知った日から 7 日以内 (国外で死亡したときは 3 ヶ月以内)	1. 同居の親族 2. その他の同居者 3. 家主・地主または家屋 若しくは土地の管理人 このほかに同居の親族以外の親族なども届出可	住所地、本籍地または死亡地の市役所、窓口センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 届書</li> <li>▪ 届書の死亡診断書 (死体検案書) に医師の証明</li> <li>▪ 届出人の印鑑 (押印は任意)</li> <li>▪ 国民健康保険資格確認書と葬祭を行なった方の名義の預金通帳など (加入者のみ)</li> <li>▪ 後期高齢者医療資格確認書と葬祭を行なった方の名義の預金通帳など (加入者のみ)</li> <li>▪ 印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>▪ 介護保険被保険者証 (加入者のみ)</li> </ul>